

沖縄県まちと村交流促進会開催要領

(名称)

第1条 名称は「沖縄県まちと村交流促進会」(以下「促進会」という)と称する。

(目的)

第2条 促進会は、まちと村の交流促進に関することについて、有識者等から意見聴取・協議し、県の行政意志決定の参考とすることを主たる目的とし開催する。

(構成)

第3条 委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 旅行業関係者
- (3) 農業関係団体職員
- (4) 森林関係団体職員
- (5) 水産関係団体職員
- (6) 直売所関係団体職員
- (7) NPO 法人関係者
- (8) フリージャーナリスト
- (9) グリーン・ツーリズム実践者
- (10) その他会長が認める者

(協議事項)

第4条 促進会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取・協議する。

- (1) 県の基本構想及び促進計画に関すること
- (2) 交流条件の整備に関すること
- (3) 関係機関への指導、育成に関すること
- (4) まちと村の交流促進に関する必要事項

(会長)

第5条 促進会に会長を置く

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 会長は促進会の議長を務め、促進会の総括を行う。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 促進会の事務局は、沖縄県農林水産部村づくり計画課に置く。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めのない事項については、沖縄県まちと村交流促進班班長が別に定めることができる。

(附則)

この要領は平成19年3月から施行する。

